道路交通振動調査結果

測定地点	①県道松阪環状線(第一種住居地域 春日町地内)									②国道23号線(準工業地域 郷津町地内)							
道路名	県道松阪環状線									国道23号							
車線数	2									4							
測定日	平成30年1月16日								平成30年1月16日								
用途地域	第1種住居地域									準工場地域							
時間帯	昼				夜				昼				夜				
測定時刻	9:17	10:18	11:17	13:14	23:36	20:24	21:11	22:00	9:46	10:46	11:55	13:40	19:58	20:46	21:31	22:26	
限度値(dB)	65				60				70				65				
測定結果	36	36	38	33	35	34	34	28	41	42	43	43	35	35	34	29	
$L_{10}(dB)$	(36)				(33)				(42)				(33)				

注 1) ()内の数値は平均値

2) 道路交通振動については、「振動規制法施行規則」第12条で、区域の区分、時間の区分ごとに道路交通振動の限度を定めて おり、三重県では「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」(昭和52年三重県告示第730号)で区域 の区分、時間の区分を定めている。